

## 調査票情報の二次的利用の状況について

## 1 統計法第34条に基づく委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）

## （これまでの提供実績）

- 平成22年2月～
- ・平成18年賃金構造基本統計調査の受付、サービス開始  
（独立行政法人統計センターにおける全部委託による）

## （今後の提供予定）

- 平成22年11月
- ・平成19年人口動態調査の受付、サービス開始  
（受付期間は1か月）
  - ・平成21年毎月勤労統計調査特別調査の受付、サービス開始  
（受付期間は1か月）
- 平成23年2月
- ・平成19年賃金構造基本統計調査の受付開始  
（独立行政法人統計センターにおける全部委託による）

## （平成23年度に向けた検討）

- 平成22年9月以降
- ・既に提供を開始した統計調査について、対象年次の拡大等について検討
  - ・オーダーメイド集計、匿名データいずれも検討に着手していない統計情報部所管の基幹統計調査について、23年度以降の提供開始に向けた検討

## 2 統計法第35条、第36条に基づく匿名データの作成・提供

## （これまでの検討状況）

- 平成21年12月～
- ・学識者による平成16年国民生活基礎調査の匿名データ化の検討

## （今後の予定）

- 平成22年11月以降
- ・統計委員会への諮問  
（匿名データ部会の審議）
- 平成23年4月以降
- ・答申後、準備が整い次第提供開始

## （来年度以降の予定）

- 平成23年度以降
- ・匿名データの提供拡大について、具体的に検討（国民生活基礎調査の他年次への拡大）